

令和8年度 山梨県小中学校体育連盟（選手権・総体・新人戦）

バレーボール専門部 競技細則

1・団体競技（バレーボール・バスケットボール・サッカー・ハンドボール・軟式野球・ソフトボール）		
<ul style="list-style-type: none"> 大会参加を認める条件 大会参加した場合に守るべき条件 大会参加を認めない場合（追記事項） 	<p>★全国大会と全国大会につながる予選に参加できるチーム</p> <p>③各都道府県中学校体育連盟に登録された、公私立中学校バレーボールチーム</p> <p>④各都道府県中学校体育連盟に登録され、各都道府県の教育委員会あるいは市区町村の教育委員会で取り決めたルールに従って編成された公私立中学校バレーボール合同チーム</p> <p>⑤市町村教育委員会が認める地域クラブ活動</p> <p>※中学校の部活動チームが大会に参加する場合、その中学校の生徒のみで編成された地域クラブ活動の参加は認めない。</p> <p>★地域クラブ活動を認める条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆JVA-MRSに登録されていること。 ◆年間を通じて、日常持統的(週単位)に練習している場所と所在地が一致していること。 ◆公認の指導者資格を有する者が指導に当たっていること。 ◆JVA-MRSの個人登録が完了していること。 ◆各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。 ◆所在地が明確であること。 ◆募集要項やホームページ等で公募していること。 ◆チームや団体として規約があること。 ◆県協会にチーム登録がされていること。 <p>★登録の方法について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域クラブ活動登録書類（様式1～3）を作成し、山梨県小中学校体育連盟に提出し、承認を得る。 ②日本バレーボール協会の登録システム（JVA MRS）において、山梨県バレーボール協会中学部への申請を行い、承認を得る。 ③JVA MRSでチーム登録・個人登録を行なう。（登録料の支払いを含む） ④山梨県バレーボール協会（YVA）中学部にチーム登録料を支払う。 <p>上記内容を4月中に済ませることが望ましい。</p> <p>★大会出場について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①全ての選手・スタッフは、各都道府県大会予選より全国大会まで、一人同一のチームの登録とし、複数のチームから出場することはできない。 ②各チームから大会に参加できるチームは1チームとする〇〇A・〇〇Bは認めない。 <p>★大会運営について</p> <p>参加する地域クラブ活動から、必ず大会の運営役員を選出すること。今後、各都道府県中学校体育連盟バレーボール専門部内での役職（総務・競技・審判・強化・普及委員会等）に地域スポーツ団体の指導者にも就いていただき、専門部の運営をしていくことも検討する。</p> <p>★選手の移籍について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①公私立中学校については、転校により移籍とする。 ②地域クラブ活動については、各都道府県が設定した期間の登録申請後の移籍は認めない。但し、一家移転など、やむを得ない場合は、地域スポーツ団体については認定者の認定があればこの限りではない。 	
	<p>1-1・個人競技（団体戦） 陸上・水泳・体操・新体操・ソフトテニス・卓球・バドミントン・柔道・剣道・相撲・弓道・スケート・テニス・弓道・空手</p>	
2・登録について		
<ul style="list-style-type: none"> 中央競技団体 	チーム	個人
	必要	必要
<ul style="list-style-type: none"> 登録番号の有無 	有	有
<ul style="list-style-type: none"> 山梨県競技団体 	チーム	個人
	必要	不必要
<ul style="list-style-type: none"> 登録番号の有無 	無	無
3・必要な資格について		
<ul style="list-style-type: none"> 指導者 	必要	監督、コーチ、マネージャーのうち1名は、日本協会公認コーチ・上級コーチまたは日本スポーツ協会コーチ1・コーチ2・コーチ3・コーチ4いずれかの有資格者であること。
<ul style="list-style-type: none"> 審判 	必要	監督、コーチ、マネージャーのうち1名、もしくはチーム関係者は、山梨県公認審判員以上の有資格者であり、大会に帯同すること。
4・その他		
<ul style="list-style-type: none"> 特になし 		

※この細則は、スポーツ庁、日本中体連、山梨県小中体連および競技団体より通達等があった際に、通達内容に合わせ加筆・修正・変更・見直しを行い、都度情宣する。